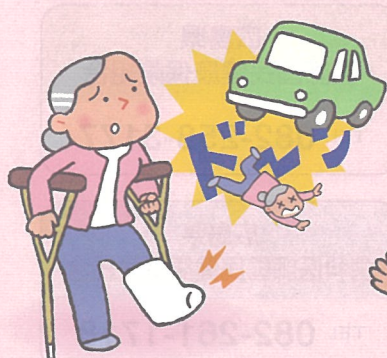


国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ重要なお知らせです。

交通事故など第三者行為による 治療で保険証を使った時は

『届出』が必要です

第三者行為(交通事故・他人のペットに咬まれた・
傷害行為・食中毒など)によるケガなどの治療で
保険証を使ったときは、お住まいの市区町または
国保組合の窓口へ届出が必要です。



たとえば
交通事故で
ケガ



たとえば
他人のペットに
咬まれた



たとえば
傷害行為



たとえば
飲食店で
食中毒に

医療機関の窓口で支払った一部負担金以外の医療費は、保険者(市町・国保組合・
後期高齢者医療広域連合)が一時的に立て替え、相手(損保会社等)に請求します。
届出がないと、保険者の負担が増加し、保険料(税)の増額につながる場合が
ありますので、お住いの市区町、国保組合の窓口へ届出が必要です。

交通事故など第三者行為に該当する場合は、

まずは、**加入する保険者の窓口** にお問い合わせください。

